

重要なお知らせ

京都市不妊治療費等助成制度（一般不妊治療費等助成事業）

令和5（2023）年1月4日から

「医療機関等証明書の様式」、「申請期限」が変わりました。

○ 医療機関等証明書の様式が1つになりました。

治療の種類ごとに提出が必要だった医療機関等証明書の様式が1種類になりました。

変更前	変更後
一般不妊治療医療機関等証明書	一般不妊治療等医療機関等 証明書
特定不妊治療医療機関証明書（体外受精・顕微授精等）	
男性不妊治療医療機関証明書	
特定不妊治療医療機関（薬局）証明書（体外受精・顕微授精等）	
先進医療 医療機関証明書	

※これまでの様式で作成された証明書も、当面の間は受付可能です。

○ 申請期限が変わりました。

保険適用の体外受精、顕微授精、男性不妊治療の申請期限を「1回の治療（※）終了後の翌日」から1年以内としていましたが、「**診療日の翌日**」から1年以内に変更しました。

治療の種類	現行	変更後
①タイミング法、人工授精 等	診療日の翌日から起算して1年以内	診療日の翌日 から 起算して1年以内
②体外受精、顕微授精、及び これらに伴って行う 男性不妊治療や先進医療	1回の治療（※）の終了日の 翌日から起算して1年以内	
③②と並行して行った①の治療	②の1回の治療の終了日の 翌日から起算して1年以内	

※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から（以前に胚を凍結している場合は凍結胚移植を行うための投薬開始から）体外受精又は顕微授精、胚移植を経て、妊娠判定又は医師の判断によりやむを得ず治療を終了する日までの一連の治療を言います。

申請先

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（右京区役所京北出張所管内にお住まいの方は、右京区役所京北出張所保健福祉第二担当）にて申請してください。

制度の詳細は、京都市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000173095.html>

こちらから
アクセスできます。

